

鹿児島市有地貸付

随時貸付実施要領 (随時貸付説明書)

令和8年6月改訂

鹿児島市

市有地随時貸付手続きの流れ

1 説明書交付

- 場 所 貸付物件一覧表に記載してある物件の所管課

2 物件の確認

- 申込前に、必ず現地確認をしてください。

3 貸付申込書受付

- 場 所 貸付物件一覧表に記載してある物件の所管課

- ※ 提出書類：公有財産貸付申込書（様式第10）
法人：登記簿謄本又は登記事項証明
個人：住民票の写し
市税納入状況確認承諾書（様式第8）

4 契約書等の提出

- 場 所 貸付物件一覧表に記載してある物件の所管課

5 貸付料の納入

- 期 限 納入通知書により指定した期日（毎月月末、前納も可）
- 金 額 契約額

目 次

○ 随時貸付実施要領(随時貸付説明書)

1	貸付物件	P 1
2	使用目的	P 1
3	申込みに必要な資格	P 1
4	貸付申込	P 2
5	物件の確認	P 3
6	契約の締結	P 3
7	貸付料の支払方法	P 3
8	用途の指定・制限等	P 3
9	その他	P 4
10	お問い合わせ先	P 4
(参考)	地方自治法施行令	P 5
(様式)	公有財産貸付申込書(様式第10)	P 6
	市税納入状況確認承諾書(様式第8)	P 7
	賃貸借契約書(案)	P 8

随時貸付実施要領（随時貸付説明書）

1 貸付物件

貸付物件は、「物件調書」のとおりです。

なお、申込時点に既に貸付けされている場合や、都合により貸付けを中止する場合がありますので、事前にご確認ください。

2 貸付物件の使用目的

貸付物件の使用目的は、一時使用とします。ただし、一時使用を目的とするものであっても、次に掲げるものについては貸付けができません。

- (1) 住居、事務所などの建物の建設を目的とするもの。ただし、マンション等販売のためのモデルルーム、工事等現場事務所などの仮設のものは除く。
- (2) 悪臭、騒音及び土壌汚染など、著しく環境を損なうと予想されるもの
- (3) 特定の個人、団体、企業等の活動に対して、行政の中立性を超えて支援することになるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第2条第1項に該当する風俗営業の用途及び同条第5項に該当する性風俗関連特殊営業の用途に用いるもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に該当する暴力団（以下「暴力団」という。）及びその構成員がその活動のために利用するもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) その他貸付けに適さないものと判断されるもの

3 申込みに必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市税を滞納していない者であること。
- (3) 次のアからキのいずれにも該当しないもの。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団対策法第2条第6号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな

- ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 貸付物件を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用しようとする者
- キ 貸付物件を、風俗営業法第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に使用しようとする者

4 貸付申込

(1) 貸付期間

- ①物件番号17、24、28、31

当該年度内で本市の定める期間のうちの借受希望期間とします。

- ②物件番号32

令和13年5月31日までとします。

(2) 申込方法

貸付申込をされる方は、「公有財産貸付申込書」(様式第10)に必要な事項を記入のうえ、添付書類を添えて貸付物件一覧表に記載してある物件の所管課へお申し込みください。

(3) 受付場所

- ①物件番号17、24、28

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市企画財政局財政部管財課(本館3階)

- ②物件番号31、32

鹿児島市山下町11番1号

建設局建設管理部管理課(東別館6階)

(4) 添付書類

ア 法人：登記簿謄本又は登記事項証明書

個人：住民票の写し(マイナンバー(個人番号)が記載されていないもの)

※ 発行日から3か月以内のもの(コピー不可)

イ 市税納入状況確認承諾書(様式第8)

(5) その他

ア 申込みは先着順に受け付けますが、同時に複数の申込みがあった場合は、次のとおりとします。

(ア) 貸付期間(年度内)が長い借受希望者に決定します。

(イ) 貸付期間が同一の場合は、抽選により借受者を決定します。

イ 郵送での受付はいたしません。

ウ 必ず申込者ご本人か、申込内容について説明できる方が直接持参してください。

5 物件の確認

物件については、現状での貸付けになりますので必ず事前に現地を確認してください。

6 契約の締結

(1) 申込者は、契約書（記名押印したもの）及び契約に必要な書類（印鑑証明書及び収入印紙）を提出してください。

(2) その他

「賃貸借契約書（案）」は、8頁から11頁に記載しています。

7 貸付料の支払方法

支払方法は、次のとおりです。

(1) 貸付料は、市が発行する納付書により納入していただきます。

(2) 貸付料は毎月の末日までにその月分を納入していただきます。また、数月分を前納することもできます。

※ 貸付料を定められた期日までに支払わなかった場合は、当該納入期限の翌日から支払のあった日までの期間につき、年14.6%（納入期限の翌日から起算して1月を経過するまでの期間については年7.3%）の割合で計算した延滞金を支払わなければなりません。

ただし、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合）が年7.3%に満たない場合は、その年においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合は、年7.3%の割合）とします。

8 用途の指定・制限等

借受希望者と土地賃貸借契約を締結する場合、次の条件が付されます。

(1) 用途指定

指定日から貸付期間満了の日まで、公有財産貸付申込書の借受目的以外の用途に使用してはならない。

(2) 使用上の制限

借受者は、安全管理の徹底に努め、貸付物件の使用に当たって発生した事故又は第三者への損害等についてすべての責任を負うものとする。

(3) 転貸の禁止等

- ・貸付物件を転貸し、又は使用権を譲渡してはならない。
- ・貸付物件を指定用途以外に使用してはならない。

(4) やむを得ない理由により指定用途等の変更又は解除を必要とするときは、鹿児島市の承認を受けなければならない。

※ 上記に違反した場合は、鹿児島市は借受者に催告しないでこの契約を解除できる。

9 その他

本実施要領に定めのない事項は、鹿児島市会計規則その他関係法令等の定めるところによって処理します。

10 お問い合わせ先

(1) 物件番号17、24、28

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市企画財政局財政部管財課（本館3階）

電話 099-216-1158

(2) 物件番号31、32

鹿児島市山下町11番1号

建設局建設管理部管理課（東別館6階）

電話 099-216-1348

(参 考)

地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

2～7 省略

8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

9 落札者が契約を締結しないとき。